

2024 年 8 月 8 日

株式会社ウィンパートナー
代表取締役 安田 尚兵 様

インブリッジ株式会社
代表取締役 望月 徹

報酬の件について

電話及び Line でご相談いただいた件について所信を申し上げます。

■ 契約の変更ないし解約のご相談という理解でよろしいでしょうか？

そのいずれの場合にも、書面での締結が必要になります。

2024 年 8 月 9 日(金)支払期限のことゆえ、基本契約をベースに電子契約の締結でよろしいでしょうか？

■ 変更契約の場合の内容は、

- ① 財務及び経営コンサルティング業務の受託を停止
- ② 創業に関する融資の調達のための業務受託
- ③ 遅延利息(年利 14.6%)の発生等支払遅延の場合の違約条項の設置
- ④ 報酬を金融機関アレンジメントフィー及び書類作成料で 22 万円(消費税込み)に減額、成功報酬を 5%に引き上げ

■ 解約の場合の内容は、

- ① 2024 年 8 月 9 日(金)をもって解約
- ② 報酬額 66 万円(消費税込)の支払い(8 月以降 10 月までの 3 カ月間 22 万円(消費税込み))
- ③ 遅延利息(年利 14.6%)の発生等支払遅延の場合の違約条項の設置

(補足説明)安田社長のお人柄、人格には一点の曇りもなく惚れ込んでおりますし、本事業を何としても成功にもっていくべく全力でお支えするつもりでおります。

ただ、ご事情があるとはいえ、ご都合主義と受け取れなくもないご相談と存じます。

EC 代行や広告業務の受託の際に、半年後に支払というのが業界慣行なのでしょうか？
コンサル業界では先払いが原則です。それを安田社長の便宜も考え特別条件でお支払
のないまま支援を先行しております。

もともと3月に融資を申し込むということで、昨年中からご相談を受け進めてきたもの
です。遅れは当方に起因するものではありません。また、遅れもあらうと思いますが、
融資金額の引上げ等難度をあげておられるのも貴社側です。

安田社長に全幅の信頼を置いていることに変わりはありませんが、24年9月になっ
ても支払延期といった同じようなお申し出がありうるという判断にならざるを得ませ
ん。融資の通知が来たら＝万一来なければ支払わないということと理解します。

請求書発行後の訂正はインボイス制度等の課題や、未収金が発生中であることへの顧
問税理士意見や、契約条項に関する顧問弁護士意見等から、上記のとおり、契約変更
ないし解約を電子契約で締結となろうかと存じます。

変更契約で創業に関する融資に絞るのは、専門情報、ノウハウ、人的ネットワーク、
コンテンツの受領にはさして価値を置いておられないように受け止めたので、双
方のずれがないよう、創業融資以降の継続はないのがいいように存じております。

どうぞよろしくご検討いただければ幸いです。

追伸：金融機関への見え方でいうと、未経験の分野の創業という、ゼロイチのスター
トアップにどんどん近づいてしまっています。創業融資の1点に絞っても戦略を組み
直した方が少し遠回りでも成功確度が格段に高まると考えております。その腹案はあ
りますが、安田社長との信頼関係がないとそれも申し上げにくいし、実行しにくいで
す。

以上